

変更届出等書類一覧説明書 (知事免許個人業者用)

(⑤番窓口)

- ◆ ○印のものを、**正本1部** (提出用の原本)、**副本1部** (正本のコピー。控え用として、受付後その場でお返しします。) 作成し、2部とも持参してください。
- ◆ 提出書類が不足している場合は受け付けできません。
- ◆ 問合せ先は67ページの担当窓口一覧を参照してください。
- ◆ □の書類は、「法定様式」です。様式を購入される方は、都庁内の用紙販売所(52ページ参照)で購入することができます。また、東京都住宅政策本部ホームページからダウンロードもできます。

- ◆ 業法第8条第2項第2号から第6号までに掲げる事項について変更があった場合においては、国土交通省令の定めるところにより、**30日以内**にその免許を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に届け出る必要があります(業法第9条)。

書類は、この順でそろえ、左側に2つ穴を開け、ひもでとじるか、ホッチキスでとじてください。

↓とじ方の順序	届出事項 届出書類 □の書類は、法定様式です。	名	主たる事務所	政令で定める使用人		専任の取引士		従たる事務所(支店、営業所)				姓	名	免許証の再交付	営業保証金の差替	注 意 事 項	◎記入例・説明等のページ
				就任	退任	就任	退任	設	置	廃	移						
1	宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	変更があった事項のみ記入してください。 (全く記入事項のないページは添付不要)	37
2	身分証明書			○		○		○								本籍地の区市町村で発行。外国人の場合は記入例の説明を参照してください。	21
3	登記されていないことの証明書			○		○		○								東京法務局で発行(成年被後見人及び被保佐人とする記録がない証明)	21
4	略歴書			○		○		○								就任を含む現在までの職歴を詳細に記入してください。	22
5	専任の取引士設置証明書					○	○		○							業法第31条の3第1項の要件を備えている証明。今回の変更後の人数を記入する。	23
6	顔写真貼付用紙					○		○								縦4cm×横3cm・6か月以内に撮影したもの。取引士証の有効期限を記入する。	24
7	誓約書			○				○								申請者本人が代表して誓約し、免許申請書の申請者と同一のものを記入、押印する。	30
8	事務所を使用する権原に関する書面		○						○							事務所の内容等について疑義のある場合は、必要に応じその契約書、権利書類等を求めることがあります。	30
9	事務所付近の地図(案内図)		○						○							最寄りの駅(バス利用の場合、バス停)から事務所までを詳細に記入してください。	32
10	事務所の写真(平面図・間取図等を添付してください。)		○						○							33ページ～34ページ参照 ・3か月以内撮影のもの。ポラロイド及びカラーコピーは不可 ・分かりにくい場合は多めに貼付してください。	33 34
◎とじてください	戸籍謄(抄)本											○	○	※	○	原本を提示 ※ 専任の取引士の場合は、姓名の変更が確認できる「宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書」の控え又は写しでも可	37
	免許証換え交付申請書	○	○														46
	免許証	○	○													現在使用中の免許証原本を返納してください。	
	免許証再交付申請書														○	申請書は東京都住宅政策本部不動産課⑤番窓口にあります。	
	営業保証金供託届													○		従たる事務所設置の場合は事前審査を受けた後、供託をして届出をしてください(53ページ「Q3」を参照)。	35
	供託書													○	東京法務局で発行(原本を提示し写しを提出)	35	

↑
◎専任の取引士については、取引士本人の資格登録簿の内容(勤務先・住所・氏名・本籍・商号)を変更していない場合、事前に変更届出が必要です(37ページ参照)。
↑
なお、変更事項の確認のため、変更登録申請書の写しを持参していただくことがあります。

- ◆事務所については、フローア移動や増床・減床の場合でも事務所の移転に準じた届出が必要です。
- ◆従たる事務所設置の場合の手続については53ページを参照してください。